

経済研究

第16巻 第2号

April 1965

Vol. 16 No. 2

日本の経済近代化と「家」

堀江保蔵

1 経済近代化の担い手

ハービソンとマイヤーズの共著¹⁾の第13章「日本の経営」は、つぎの文章で始まっている。「日本の工業化の初期の推進者は、欧米におけるような新興中産階級でもなければ、ソ連におけるような革命的知識層グループでもなかった。彼らは世襲的なエリートの出身者で、初めは国家の指導に依存し、後には国家の強力な援助と全面的な保護に依存した。現代日本のインダストリアリズムは、明かにこの系譜の名残りを帯びている。大企業の経営は、いまだに封建的な親子関係に基礎を置いており、経営者ハイヤーキーと労働階級との社会的成層は、世界中でも屈指の厳格さである。…西洋資本主義諸国で急速にすたれてしまった経営の観念ならびに慣行が、日本ではいまだに効果的であるように見える。事実、伝統的日本文化は、インダストリアリズムによって取り除けられるどころか、むしろそれを同化してしまったといわざるをえない。現代の機械と工程は、伝統的社会秩序の破壊者であるよりは、むしろその道具となった」。つづいて、「主要な決定要因となって、世界の低開発国の水準を越えて日本を興隆させたもの

は、豊富な原料と資本ではなく、明かに組織と経営である。日本の成功的な経済成長は、ただ1つ、一般的には人的資源の、特殊的には有能な人材の、すばらしい開発に帰せられる」。その章では、さらに、被傭者である技術および経営専門家の、主家に対する忠誠と終身雇用が取りあげられている。

以上の言葉は、おおむね、ロックウッド²⁾やアベグレン³⁾に拠って書かれたものであるが、それはともかく、日本経済の近代化過程における企業経営の主体の特性を要領よく描いているように思う。というよりも、日本経済の近代化を研究する上の重要な着眼点の1つが、そこに示されているように思う。それは、企業経営における伝統的な考え方、人間関係ないし経営組織が、幕末以降に西洋から食うように取り入れられた技術や経営によって排除されず、むしろそれらを利用することによって、いっそう自己を拡充したこと、そこに日本経済近代化の要訣があるとしている点である。話を具体的にするために、近代的な企業体である会社制度を取り上げよう。

維新前後に移植された会社に関する知識は、新

1) Harbison, F. and C. A. Myers, *Management in the Industrial World*, N. Y., 1959, pp. 249 ff. (川口寿・久野桂共訳『工業化と経営者——国際比較研究』p. 322 以下.)

2) Lockwood, W. W., *Economic Development of Japan*, Princeton, 1954, Chap. 4, 5. (中山伊知郎監訳『日本の経済発展』第4, 5章.)

3) Abegglen, J. C., *The Japanese Factory*, N. Y., 1958.

政府の勸奨や育成策もあって、速やかに普及し、明治10年以降には、銀行業をはじめ経済の各分野に会社企業が続々起ってきた。会社企業の発展がなぜ速かでありえたか。日本人がそれほどの組織力を持ちあわせていたのか、それとも会社企業がその上に発展すべき基礎がすでに用意されていたのか、ここに解明を要する1つの問題がある。

維新当時に政府当路者や民間の先覚者が入り入れようと努めた株式会社の制度は、西洋では、16世紀に初期的な姿を現わし、波瀾に充ちた過程を経て、19世紀に入って今日の姿になった企業形態である。初期の株式会社は、その要素をいろいろの起源から取り、それらを織り交ぜることによって成立した⁴⁾。

まず永続性の理念をギルドから、管理様式を制規組合(regulated company)から、所有と経営の人格的分離をコンメンダ(commenda)から、そして合本(joint-stock)の理念をギルド、制規組合、わけてもコンメンダの発展形態であるソキエタス(societas)から取った。株式会社の重要な要素の1つである株主の有限責任制は、払込み済み株式制度が採用されたのに応じて広く用いられるようになったもので、したがって初期の会社企業の重要な特性は、永続性原理すなわち企業の永続的な独立人格化、joint-stock、所有と経営の分離の3点に帰せられるであろう。

これを維新以前のわが国の経済についてみると、西洋のギルドに似た株仲間が広く商工業者のあいだに結成されていたけれども、組合員のための共同金庫を持つとか、共同仕入れを行なうなどは、ほとんど見られなかった。また制規組合のような、独裁的な管理者の指揮のもとに、共同資産(たとえば船)を持ちながら、各自が割当てられた量の商品を取引する組合は、わが国には見当らない。出資パートナーと機能パートナーとから成るコンメンダ、機能パートナーも同時に出資パートナーとして加わっているソキエタス、このような共同企業体は一般にパートナーシップ(partnership)

4) Johnson, E.A.J. and H.E. Krooss, *The Origins and Development of the American Economy*, N. Y., 1953, pp. 42~44.

と総称せられるものであって、中世のイタリーにその端を発し、イギリスにおいても、たとえば産業革命期には、綿糸紡績業その他の分野に広く採用されていた。江戸時代のわが国にも、同類の共同企業体があった。菅野博士によってその3例が紹介せられ⁵⁾、江頭博士によって新たに13,4例が加えられたが⁶⁾、そのいずれもが近江商人関係のものであって、ことに江頭博士による事例は、1つを除き、すべて日野の豪商中井家の各地出店の経営に関するものである。まことに注目すべき事実であって、もしこのような共同企業体の遍在が確認せられ、かつ、西洋におけるように、これと近代的な会社企業との何らかのつながりが立証されるならば、以下の、私の問題提起は完全に無意味なものとなるであろう。しかし、現在の研究成果によって立つ限り、日本経済の近代化の担い手となった企業形態を、むしろ他のものに求める方が妥当なように思われる。

他のものとは、要するに、典型的には家業と家産を持った「家」であって、これこそわが国の伝統的な社会秩序のいわば中核的な存在であると同時に、個人格を離れた永続的独立人格の要素、在り方こそ違え、分割しない資本の要素、所有と経営の人格的分離の要素を備えていた。そしてその家が、維新後、新時代に適応して自己を拡充する手段として、近代的な技術や経営を利用した場合が多く、また、家の組織を会社形態で艱装した場合もすこぶる多かったのである。

2 永続的独立人格としての「家」

わが国の歴史をほとんど一貫して流れてきた伝統的な家は、単なる家族の集合体ではなく、それ自身主体性を持ちつつ祖先から子孫へとつながる実体であった。もちろん、親と子、夫と妻その他の構成員を欠いては家は成立しないけれども、それらの個人の上にあって個人を支配し、同時に個人を包含するところの家に、第一義的な存在価値が認められていた。すなわち、個人は家を中心にして結合・統轄せられ、忠誠と服従を要請せられ、

5) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』p.22 以下。

6) 江頭恒治『近江商人』p.128 以下。

また家の永続と繁栄のためには個人を犠牲にすることもまたやむをえないと考えられていた。平たくいえば、家にあつては、戸主は、単なる家長ではなく、家の象徴もしくは祖神の現身^{うつしみ}としての家長であり、したがって家族は単なる家長の統制に服するのではなく、家長において具体化されている家そのものに服することになっていた。したがって、家長自身も、実は自分のために生活していたのではなく、家そのもののために生活しており、いわば、家というパトンを祖先から子孫へ引きつぐリレーの選手にほかならなかった。こうして、家長も家族員も家の中に没入して、その個性は現われないという結果になっていた⁷⁾。

このような家における生活はわが国に特異なものでなく、西洋人も相当長く経験してきたところであろうが、わが国の場合には、その伝統が容易に弱まらなかったばかりか、江戸時代に入って、幕府の統治方針や儒学思想の影響などによって、むしろ強化せられた点に特色があった。伝統は多くの場合守旧を意味するが、伝統的な家に見出される永続的独立人格の要素は、そこに何らかの要因が加わるならば、家を近代的な企業の担い手にすることができる。その意味で、家におけるこの要素をまず取りあげることにし、1例を三井家によって示そう⁸⁾。

創業の祖高利が元禄7年(1694)に没したとき、財産を子供たちに分配せず、一括して共同財産とし、事業を共同経営に委ねた。宝永7年(1710)にいたって、三井家最高の事業本部である大元方^{おおもとかた}(後述)が設置せられたが、これは三井家の「根元」であつて、人的には同族主人たちによって構成せられ、とくに本家の主人のあいだから選ばれた親分が議長の役を勤めた。この親分は同族の惣親分でもあつて、同族のものは実際の親のように仕え、親分の命令は必ず厳守しなければならないとされていた。その同族は、はじめ高利の男児6名が独立してできた6軒の本家、娘や孫娘が分家して婿養子を迎えた3軒の連家から成っていたが、間も

なく連家2軒が追加され、こうしてのちのちまで続いたところの11軒から成る三井同族団が成立した。本家のうち八郎右衛門家はいつまでも総領の家格を持っていたとしても、6軒とも本家で、そこから順々に親分が選ばれたこと、および、他の商家同族団とは趣きを異にして、同族団の中に非血縁関係者を加えなかったことは、三井家の特色であつたとされている。

享保7年(1722)に八郎右衛門高平が父高利の遺書を軸にして制定した定書(家憲)⁹⁾を見ると、「同族の内親分の差図を請けず、家業など疎略にし、不届の者あらば、同族相談の上隠居致させるか、又は勢州へ押し込め、仕置申付くべし」、「同族の内病身を申立て、家業も勤めず、引籠り居る者は、小普請金として、賄銀定の内、式割減にて渡し申すべきこと」、「次男までは同族の内別家に取立つるとも、其親の心次第致すべし、其外の子供多く出生するときは他へ養子に遣わすべし」などの個条がある。文中にいわゆる家業は大元方が統轄している三井家の事業であつて、同族の主人たちはこれに精励して家の永続と繁栄に尽すことを要請されていた。また同族11軒はそれぞれ独立していたとはいえ、その独立は家計の独立であつて、それぞれ所定の割合で賄料を大元方から支給される仕組みであつた。さらに、総領が親の跡目をつぐのはもとよりとして、別家を許され独立して商売することができるのは次男までで、それ以外の子供は養子に出す定めであつたことは、11軒限りの強固な同族組織によって三井家の永続的繁栄をはかろうとする意図を示したものであろう。

複数同族の組織によらず、1軒で「家」を維持した例が住友家に見られる。同家は江戸時代に、銅山業のかたわら両替などの金融業を営んでいたことがあり、そのころには本家と分家から成る同族組織も見られたが、やがて吉左衛門家がすなわち住友家となつた。江戸時代の同家の家法や家憲について私は知らないが、明治に入って、15年に事業経営や職制に関する家法が、24年に家長の地位や任務に関する家憲が制定せられた¹⁰⁾。その家

7) 拙稿「歴史的に見た我國民生活構造」『人文』第2巻第2号参照。

8) 中田易直『三井高利』p. 254 以下参照。

9) 土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』pp. 27-35。

憲によると、家督を承継して戸主たるものを家長と称し、家長の本分は、住友家全部を統督し、家道の安寧、営業の隆昌を図るにあり、同時に祖宗の祭祀を厚くし、子孫の教育を怠ってはならぬとせられた。したがって家長は独裁権を持っていたかに見えるが、しかし、一家の傭員の任免および賞罰は家法によるべきであり、また「一家内事に関するものと雖も、重大の事件は之を総理事及び理事に詢議の上処理するを要す」(第 11 条)、「一家内事に係る諸般の費用は、総理事及び理事に詢議の上常額を定む」とせられていて、家長の独断専行は許されなかった。このように、1軒1家の場合にも、主体性は、家長ではなく、家にあり、家長の独裁を許さなかったのは、家の永続的繁栄を願ってとられた措置にほかならなかった。

中野卓博士の注目すべき業績¹¹⁾によると、家の系譜的連続は、嫡系の線の中軸として実現され、しかも家の存立・在続を実現してゆくために、庶系(傍系)の親族的家成員も、非親族的家成員も、ともに家の成員として、それぞれの役割において家を支えていた。とくに非親族的成員を加えて同族団を組織するのがふつうであり、同時にわが国の場合の特色でもあった。同書にはそれについての多くの事例が挙げられているが、ここで簡単に、維新当時、三井組・島田組と並び称せられた小野組について見よう。

江戸時代の小野組は井筒屋と称し、宗家は代々小野善助の名を伝えて為替・両替を業とし、分家に助次郎・又次郎・善右衛門の3家があった。そのうち善右衛門店は譜代の重役が年限を定め交替して襲名するならわしで、生糸や絹物を取扱っていた¹²⁾。維新後、この4家を合わせて小野組を組織したわけであるが、同家について興味を惹かれるのは、非血縁の分家を創設して、それを同族団の有力な成員に加えたことである。これまた小野家の永続的繁栄を願っての措置にほかならなかった。

家長に嗣子が無いときはもとより、あっても適

格でないときに、血縁・非血縁を問わず、他家から養子を迎えてこれに家督を相続させることは、ふつうに行なわれたところであるが、その相続の際の様相をうかがう事例として、近江屋(武田)長兵衛家を見よう¹³⁾。弘化3年(1846)、2代目長兵衛の養子に迎えられた従兄弟富蔵は、22才になって正式に家名をつぐことを決定されたが、まだ別家待遇で、家業については別家の近江屋友七が代判(家長権を代行)した。嘉永7年(1854)、^{じきはん} 30にして富蔵ははじめて長兵衛を称し、かつ直判する身分になった。そのとき「此度三代目近江屋長兵名跡御譲り被下難有奉存候。然る上は家業無油断大切に相勤可申候。表物(俵物か)米相場都て不実ケ間敷商内決而仕間敷候。其外諸事何事に不寄相談の上取斗可申候。決而一存我意相立申間敷候。……」という自筆の誓約書一札を、御先祖様並びに別家中・親類中に宛てて書いている。実子の場合とちがって、非常に厳重な過程を経て家名と家業を継承したものであるが、それにしても、別家や親族と併せて先祖に宛てて誓約書が書かれていることは、やはり家とは何かを如実に物語るものであろう。

明治に入って新たに起った、非血縁成員を含む同族団の1例を岩井家に見よう¹⁴⁾。[現]岩井産業株式会社を興した岩井勝次郎が、養父文助から独立して営業をはじめたのは明治29年であるが、家憲が制定されたのは10年後の明治39年である。その親族会を規定した第17条を見ると、これを組織するものとして、(1) 3等親以内の血族及び2等親以内の姻族、(2) 分家の戸主、(3) 支配人以上の店員が挙げられている。(3)は準親族の待遇をうけたのであるが、このほか在職15年以上で功労があった在勤者または退職者も準親族を以て遇せられた。そして、このような同族組織によって岩井家の永続が図られたのであるが、この岩井家の場合は、昔の伝統を生かしたというよりも、維新前から明治時代まで生きてきた伝統的社会秩序の雰囲気の中で、その秩序に従って組織された

10) 白柳秀湖『住友物語』p. 229 以下。

11) 中野卓『商家同族団の研究』p. 772。

12) 五日会編『古河市兵衛翁伝』p. 55。

13) 武田薬品工業株式会社編『武田百八十年史』pp. 167-171。

14) 岩井産業株式会社編『岩井百年史』p. 581 以下。

ものにほかならなかった。

3 家業と家産

「家」は家業と家産とを持ったのが典型であった。というよりも、家は、人的には祖先から子孫へつながる人々により、物的には、これまた祖先から子孫へ伝えられる家業・家産によって形成されていた。しかも家業と家産は、前者が後者を生み、後者は前者のもとであるという意味で、一体的な関係にあった。しかし、太宰春台が「恒産とは士農工商夫々の渡世の業をい云ふ」¹⁵⁾といているように、経済倫理思想の観点からも、政策の上からも、重要視せられたのは家業であった。すなわち、家をもって国家・社会の基本的構成単位と考えた江戸時代においては、人々は家に与えられた天職である家業・家職に精励することによって、一方では恒心を養い、他方では全体社会である国家に奉仕し、もって天命を奉行すべきであるとせられたのである。かくて、家の永続と繁栄の願望は家業への精励、消費生活の儉約となり、不正なまたは投機的な商いを避けさせることになった。金儲けは当然のこととせられたが、その目的は金利生活者になることではなかった。したがって、家業と家産は、長子相続制や襲名の慣行が示すように、縦にも横にも分割してはならない財本であった。

前に掲げた三井家の大元方は、先祖高利が子供たちに分与しないで遺した財産と事業から成り、同家の根元とせられた。中田氏は「大元方は形式的には三井の事業と資本とを共有財産とし、一括管理する機関であったが、実質的には同族が大元方に対し、共同出資をする形態であって、その出資額は高利の遺書に定められている配分率によっていた」¹⁶⁾といい、大元方が実質的には一種の会社企業体であったかのように述べて居られる。しかし、遺書にあるのは出資割合ではなく、仮りに定めた持分の割合、いかえると、事業利益金から賄料として同族各家へ配分する割合である。し

たがって、大元方は合本組織の企業体ではなく、同族総有の企業体と理解すべきであろう。後年の三井合名会社は、この大元方を会社の名称に切りかえたものであった。

吉左衛門家1軒で建てられた住友家の財産が合本組織でなかったことは、いうまでもない。とくに別子銅山は、明治の末にいたるまで、住友家累代の「財本」として、同家の事業活動の主力がそれに注がれていた。明治に入って、住友家の事業を統括する本部を住友総本店と称し、大正10年に住友合資会社に改組するまで続けられたが、この総本店は吉左衛門の個人経営に属し、たとえば住友銀行は、その銀行部として明治28年に発足したものである¹⁷⁾。

会社の名称を持ちながら、その実 joint-stock でなく、1個の家業にほかならなかった好例を三菱汽船会社に見ることができる。同社が三菱商会から三菱汽船会社に改称し、社則を定めたのは、明治8年5月のことであるが、その実質はあくまで岩崎弥太郎の個人企業であった¹⁸⁾。すなわち、社則第1条には「当商会は姑く会社の名を命し会社の体を成すと雖も、其実全く一家の事業にして、他の資金を募集し結社する者と大に異なり。故に会社に関する一切の事及び褒貶黜陟等都て社長の特裁を仰ぐべし」とあり、つづいて第2条には「故に会社の利益は全く社長の一身に帰し、会社の損失亦社長の一身に帰すべし」とある。

明治18年2月に弥太郎が没し、その9月に海運事業を日本郵船会社へ譲渡した同社は、三菱社と改称して、鉱山・造船の両事業を中心に事業を拡張することになったが、26年に商法が実施されるや、改めて三菱合資会社となった。当時の資本金は500万円で、弥之助と久弥が各半額出資という形になっているが、これについて「要するに企業に法人たる性格を与え、利益・財産・責任の帰属を個人と区別し、しかも事業の所有と経営を一致させて飽くまで個人事業たる特色を保つためには、合資会社組織が最適であると考えた結果であ

15) 中村孝也解題『太宰春台集』(『近世社会経済学説大系』), p. 121.

16) 中田易直, 前掲書, p. 259. なお菅野博士の見解もこれと同じである。(前掲書, p. 21.)

17) 『住友銀行史』pp. 15-22.

18) 『三菱銀行史』pp. 6-7.

19) 同上, p. 72.

ろう」¹⁹⁾と説明されている。いいかえると、合資会社は岩崎家の家業・家産を会社の体裁につくろったものにほかならなかったのである。

以上のように、事業が大きくなり、資産が豊富に蓄積されても、それが joint-stock によるのではないのが、わが国の通例であった。経済事業が、家の永続と繁栄をはかるための家業として営まれた当然の結果である。そして、家業・家産の拡大が商業利潤の獲得と再投資によったことはというまでもないが、その際考えるべきは、諸家の家法や家憲に洩れなく掲げられているように、主人みずから勤儉節約につとめたことである。はじめに、家長といえども、個人のためではなく、家のために生活することを要請せられたと述べたことと、深いつながりがある。これについてロックウッドはつぎのようにいっている²⁰⁾。

「財閥の手中に富が極端に集中されていたという社会悪がどのようなものであろうとも、富裕階級は自分の財産を放蕩な生活に浪費したり、不生産的な退蔵の形でしまいこんだりしてはいなかった。工業化しつつある社会で権力や威信を求める衝動、実業的エリートと政治的エリートとの密接な関係、閥族的統合と訓練の伝統、日本の法律のなかに修正された形で封建時代から持越されてきた長子相続性の強調——これらのことはすべてが巨大な富を存続させるように、そして日本経済に必要な新しい資本資産の創造のために、上流階級所得の大きな割合の再投資を促進するように働いた」。

要するに、日本経済近代化の初期段階、すなわち大衆の貯蓄がまだ金融機関に集まらず、株式の募集も困難な段階においては、新事業への投資には、以上のような家産の再投資が重要な役割を演じたのであった。

4 所有と経営の人格的分離

前に述べたように、家長は家の主人であっても家業の独裁者ではなかった。三菱会社のように岩崎弥太郎が独裁者であったかに見える場合にも、

経営陣には石川七財・川田小一郎・荘田平五郎その他の俊秀が参画していた。もちろん、創業の初期には文字通りのワン・マン経営が行なわれ、また一般の小さな商家においては主人がみずから経営の衝に当るほかなかったが、多くの使用人をつかう段階になると、そこには所有と経営の人格的分離、すなわち経営者経営の傾向が現われるのが常であった。そのような場合にも、主人も幼少時には使用人に伍してきびしい訓練を受けたし、主人として適格でない者が廢嫡になる例もしばしば見られた。そんなにしてもなおかつ経営者経営の傾向が現われた重要な理由は、家の永続と繁栄を願うことにあった。すなわち、主人が事業や取引の表面に立って、もし失策などがあった場合に、主人だけでなく、家そのものに傷がつくことが恐れられたのである。こんなわけで、使用人の待遇や能不能の判定などの事項は、どの家の家憲にも掲げられたところであった。

経営の衝に当たった使用人を三井家では元締役といった。家憲に「元締は家を守り第1の役人なり。主に失あるときはいさめを入れ、下に非あればこれを異見、上下相調ひて家治るの心掛専要なり。……元締役人数6,7人に限るべし」とある²¹⁾。別称を名代とも呼んだようで、高利没後の諸改革、とくに大元方の設置は名代役中西宗助の献策によるところであった²²⁾。明治維新前後の三野村利左衛門、明治中期の中上川彦次郎らの活躍については、喋々するまでもない。

住友家の経営者は支配人と呼ばれ、筆頭支配人を総支配人と称した。のちの理事と総理事に当る。維新当時に同家を崩壊の危機から救い、同家隆昌の基礎を築いた総支配人広瀬幸平は、これまた有名であるが、広瀬について一言すべきは、明治4年、彼が取引先である横浜の和蘭8番館へツクリアンタール商会の出資社員ゼイセメルに、別子銅山を住友家と総支配人とのパートナーシップにしてはと勧められたとき、それを断った話である。理由は「日本と外国とは君臣主従の義を異にし、

20) Lockwood, *op. cit.*, pp. 284-5. (邦訳書, 上巻, pp. 377-8.)

21) 土屋喬雄, 前掲書, p. 34.

22) 中田易直, 前掲書, pp. 256, 259.

たとえ利益の配当を受けずとも、終始熱誠以て主家に尽すときは、主家も亦誠意を以て其の功に報い、子孫に至るまで厚く優遇するが如き日本固有の良慣習にして……」というにあった²³⁾。

厚く優遇するとは、たとえば別家や分家を許されて同族団の1員に加えられることであって、宰平自身、明治27年に67才で退職したとき、終身分家の上班に列せられた。第2節に掲げた小野組のように、譜代の重役のために分家を創設し、彼らを優遇すると同時に経営者経営の実を挙げようとしたことは、まことに興味深い事例であろう。もっとも、ふつうの仕方は別家であって、それには、暖簾を分けて自分の店を持たせる仕方と、通勤別家として引きつづき主家の家業の経営に参画させる仕方とがあった。

いずれにしても、使用人は家の使用人として幼少時から訓練せられ、丁稚→手代→番頭→支配人……の順序で、漸次経営の衝に近づくのがもっともふつうであって、ここに、忠誠の対象が家にあるところの終身雇用制が成立し、同時に経営者経営の要因が形成せられていた。そして、すでに江戸時代にも、とくに明治維新の変革期以後には、上掲の階段を経ないで、有能な人材をいきなり経営の衝に当らせるとか、いわゆる学校出を重く用いることが盛んになったが、それができたのは、上述のような要因があったからであり、したがって雇用関係の底には伝統的な主従の考え方のないし精神が横たわっていたのである。

5 むすび

以上、わが国の伝統的な「家」は、それ自身主体性を持つ独立人格と考えられ、その永続と繁栄のために分割しない家業と家産を持ち、またそこには所有と経営の人格的分離の傾向があったことを述べた。そして、このような家が、日本経済の近代化において、西洋における初期の会社企業に近い役割を演じたのではないかということ、問題として提起した。この点は、あくまで問題提起であり試論であって、私の研究の結論ではないことを繰返しておきたい。

江戸時代から明治時代へ引きつがれた家は、封

建時代色を帯びていたという意味で、封建遺制であるかも知れないが、実際には封建時代を超えた伝統的存在であった。したがって、明治維新によって政治組織や経済制度が変革され、個人的自由主義思想が輸入せられたからといって、たやすく消滅するようなものではなかった。しかし、それだけに守旧に流れがちで、新時代にみずからを適応させるためには、外的な条件変化と、その変化に対する内的な創造的反応が必要であった。前者は新たな国際関係、新政府とその経済近代化政策、技術および経営に関する新知識などであり、後者は家長、同族、支配人等のあいだに企業家的性格の持主が現われることであった。もちろん、条件変化を家業拡張の機会として受取り、これに対して創造的反応を示し、もって経済近代化の担い手となった家は、数において限られたであろう。しかし、丸屋商社や国立銀行その他新しい合本制企業の役割を忘れてはならぬとしても、そこには、新しい時代に生きかつ自己を拡充しようとした家の理念と活動があったことを無視することはできないであろう。

さらにいえば、家の自己拡充の欲求は、家業を多角的にし、家産を非投機的な事業に分散投資させた。わが国の財閥が主として家の中核として形成された根拠はここにあり、その原型はすでに江戸時代に、日野の豪商中井家のコンツェルンに見られた²⁴⁾。パートナーシップは、中井家固有の家業にではなく、いわば出先きの個々の事業に現われたのである。

また、主人にとっても使用人にとっても、家は忠誠の対象であり、「我」に対して「公」であった。しかも家は第1次的な公であって、第2次的な、より包括的な公には「国」その他があった²⁵⁾。かくて、「家のため」ということは当然に「国のため」につながると考えられた。わが国経済の近代化を担当した企業家が、自己中心的企業でなく、社会中心的企業家として特色づけられるゆえんは²⁶⁾、やはり家の伝統が然らしめたところではなかろうか。

24) 江頭恒治、前掲書、p.133以下。

25) 中野卓、前掲書、p.114。

26) 拙著『明治維新と経済近代化』pp.130-131。

23) 広瀬満正『宰平遺績』pp.87-88。